

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例及びすみだ環境基本条例の一部を改正する
条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号））

改 正 案	現 行
<p>第7条及び第8条 削除</p> <p>（自動販売機を設置する者等の義務）</p> <p>第16条 <u>墨田区規則（以下「規則」という。）</u>で定める容器入り飲料の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置し、又は管理する者は、回収容器を設置し、空き缶等を回収することにより、地域を清潔に保つとともに、その再利用を図らなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p><u>（墨田区廃棄物減量等推進審議会の設置）</u></p> <p>第7条 <u>区長は、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、墨田区廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、前項に規定する事項について審議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。</u></p> <p><u>（審議会の組織）</u></p> <p>第8条 <u>審議会は、委員20人以内をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、区民、学識経験者、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条 <u>規則</u>で定める容器入り飲料の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置し、又は管理する者は、回収容器を設置し、空き缶等を回収することにより、地域を清潔に保つとともに、その再利用を図らなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>

第2条による改正（すみだ環境基本条例（平成17年墨田区条例第57号））

改 正 案	現 行
<p>(環境基本計画)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する<u>墨田区資源環境審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p><u>(資源環境審議会)</u></p> <p>第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、<u>墨田区資源環境審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する<u>20人</u>以内の委員で組織する。</p> <p>5・6 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する<u>墨田区環境審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p><u>(環境審議会)</u></p> <p>第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、<u>墨田区環境審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する<u>15人</u>以内の委員で組織する。</p> <p>5・6 〔略〕</p>

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の墨田区資源環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ環境基本条例の規定の例により行うことができる。